

令和5年度版

秩父広域市町村圏組合
水道事業のあらまし



（橋立浄水場 薬品沈殿池（令和5年7月完成））

秩父広域市町村圏組合水道局

目 次

1	秩父地域の概要	1
2	秩父広域市町村圏組合水道事業の概要	2
	(1) 水道事業広域化の概要	2
	(2) 水道事業広域化の歩み	3
	(3) 水道事業広域化後の歩み	4
	(4) 水道の水源	5
	(5) 給水人口及び水道施設の概要	5
	(6) 水道事業の沿革	8
	(7) 水道年表	11
	(8) 浄水施設位置図	12
3	水道施設の概要	13
	(1) 旧秩父市地区	13
	(2) 吉田地区	14
	(3) 大滝地区	16
	(4) 荒川地区	17
	(5) 横瀬町地区	18
	(6) 皆野町・長瀬町地区	20
	(7) 小鹿野町地区	21
4	業 務	23
	(1) 業務の状況	23
	(2) 料金表	24
	(3) 加入金表	24
5	財 務	25
	(1) 収益明細	25
	(2) 費用明細	26
	(3) 要素別総費用分析表	27
	(4) 経営比較分析表	28
6	秩父広域市町村圏組合水道局の概要	28
	(1) 組織図	29
	(2) 事務分掌	30
7	ちちぶ広域水道お客様センター	33
8	秩父広域圏の位置と交通	34

付 属 資 料

1 秩父地域の概要

①地勢

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町及び小鹿野町の1市4町で構成される秩父地域は、埼玉県の北西部に位置し、東京、群馬、長野、山梨の1都3県に接する山岳地域です。

面積は約892.62km²、人口は約9万人。荒川に水源を有し、地域の8割を森林が占めるなど緑豊かな自然環境を形成していますが、昭和50年代以降人口減少が続いており、老年人口比率が県内でも高い地域となっています。これは、少子化に加え、就学・就労期の若年人口の流出が大きな要因であると考えられます。面積は県土面積の23.5%ですが、人口は県人口の1.2%となっており、人口密度が低い地域であると言えます。

気候は、太平洋側内陸性気候に属し、概ね温暖ですが、盆地であるため寒暖の差が大きく、最高気温と最低気温の年平均値による気温較差は12.4℃となっています。また、夏季には雷雨が多く発生し、降水量も多く、冬季にはかなりの積雪量となります。

②歴史

わが国最古の流通貨幣といわれる「和同開珎」ゆかりの地として知られるなど、古い歴史を持っています。早くから養蚕、絹織物など多彩な生産が行われ、物資の集散地として発展し独自の習慣や風俗も形成されました。

江戸時代には秩父札所巡礼が盛んになり、信仰と観光を兼ねて訪れる白装束の人々でにぎわうようになりました。

明治以降、交通網の整備に伴い地域内外との交流も活発になり、セメント産業をはじめ、繊維産業、林業などが盛んになりました。

近年は産業構造の変化に伴い、電子部品や精密機械器具製造などの「ものづくり産業」が中心となっています。また国・県の自然公園にも指定されている美しい自然をはじめ、寺社や文化財の見学や札所めぐりなどに訪れる観光客が多く見られ、歴史的・文化的建築物や遺跡、祭り、温泉、ダムなど多くの観光資源に恵まれています。

2 秩父広域市町村圏組合水道事業の概要



秩父地域の位置

2 - (1) 水道事業広域化の概要

現在の水道事業は、著しい人口減少や、節水志向の高まり等により料金収入が減少していく一方、老朽化した施設の維持管理や更新にかかる費用の増大、災害対策への取組み、専門職員の減少など、水道事業を取り巻く様々な課題に、従来の単独事業体で対応していくには困難な状況にあります。

このような状況の中、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町は、水道事業の統合(広域化)により様々な課題の解決にあたることで合意し、秩父地域の水道事業はそれまで個別に運営していた水道事業を1つに統合し、平成28年4月1日から秩父広域市町村圏組合の一事務として経営することになりました。

今回の広域化により、業務の共同化や集中管理、施設の統廃合による効率的な給配水や維持管理の実施に加え、国の交付金制度や民間技術を活用した事業運営が行えるなど、各水道事業単独で事業を行った場合と比べて、その費用を抑制することができます。

今後も、技術基盤と経営基盤の強化を図りながら安全・安心な水道水を将来にわたり安定的に供給していくため、一層努力していきます。

※秩父広域市町村圏組合とは

秩父地域の1市4町(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)は昭和45年、地方自治法に基づく特別地方公共団体(一部事務組合)として「秩父広域市町村圏組合」を設立し、消防やごみ処理、福祉保健などの事務・事業を共同で処理している。平成28年4月からその共同処理の1つに水道事業を加えた。

2 - (2) 水道事業広域化の歩み

平成23年	9月24日	1市4町全てで「水道事業運営の見直し」の形成協定締結
	11月2日	「秩父地域水道広域化委員会」設立会議及び第1回委員会開催
平成24年	10月13日	第3回秩父地域水道広域化委員会において「組織統合」に向けて検討していくとの結論
平成25年	1月7日	第17回ちちぶ定住自立圏推進委員会において「経営統合に向けて検討すること」を承認
	8月6日	第18回ちちぶ定住自立圏推進委員会において、広域化統合事務所を設置するための「覚書」を締結することを決定
	9月24日	「水道広域化準備室の設置に関する覚書」の締結式
平成26年	1月8日	第20回ちちぶ定住自立圏推進委員会において、事務所の位置、派遣人数、予算案などが報告され承認
	4月1日	秩父地域水道広域化準備室が発足（場所：別所浄水場2F、人員：7名）
	8月5日	第21回ちちぶ定住自立圏推進委員会 ・基本構想・基本計画策定のための協議
	9月8日	1市4町首長会議 ・水道広域化の統合形態については、秩父広域市町村圏組合の1事業として水道事業を実施することで合意
	9月22日	秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）策定審議会委嘱状交付式
	10月8日	第22回ちちぶ定住自立圏推進委員会
	12月24日	第23回ちちぶ定住自立圏推進委員会 ・基本構想策定審議会より答申 ・パブリックコメントの実施について決定
平成27年	2月16日	「秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）（案）に基づく水道広域化」意見募集（パブリックコメント）の実施（～3/17まで）
	2月18日～ 3月2日	「秩父地域水道広域化住民説明会」を各市・町の6会場において開催
	3月30日	第25回ちちぶ定住自立圏推進委員会 ・基本構想・基本計画の決定
	6月9日～ 6月17日	各市町6月定例議会において「秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について」の議案を可決
	7月28日	埼玉県知事より秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について許可決定
平成28年	2月24日	秩父広域市町村圏組合議会平成28年第1回定例会において「秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例」の議案を可決
	3月31日	厚生労働大臣より「秩父広域市町村圏組合水道事業創設認可」を受ける
	4月1日	秩父広域市町村圏組合水道事業開始

2 - (3) 水道事業広域化後の歩み

平成28年	4月1日	秩父広域市町村圏組合水道事業開始
	7月26日	耐震基幹管路（Aルート）布設工事開始
平成29年	2月24日	橋立浄水場管理棟建築開始
	8月1日	秩父広域市町村圏組合水道事業経営戦略策定
平成30年	2月28日	水管橋竣工（秩父市荒川久那地内）
	9月7日	「秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会」を設置
令和元年	1月25日～ 11月22日	「秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会」を8回にわたり開催 ・財政計画（料金改定案）について ・答申書案について
	2月14日	橋立浄水場管理棟竣工 ・3月20日管理棟竣工式典を開催
	4月1日	「大滝・荒川事務所」を荒川総合支所から橋立浄水場管理棟へ移転
	10月12日	令和元年東日本台風（台風19号）により各地域で被災 ・別所浄水場被災により一部地域で断水が発生、自衛隊への災害派遣及び(公社)日本水道協会による応援給水を要請
	12月20日	秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会の答申書手交式
令和2年	4月15日～ 5月15日	水道料金の統一（改定）についてパブリックコメントを実施
	4月22日	耐震基幹管路（Bルート）布設工事開始
	9月29日～ 10月16日	「秩父広域市町村圏組合水道事業住民説明会」を各市・町の5会場において開催
	11月17日	秩父広域市町村圏組合議会令和2年第3回定例会において料金統一を目的とした「秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例」の議案を可決
令和3年	3月11日	樋口配水池竣工
	4月1日	秩父広域市町村圏組合水道事業の水道料金を統一 ・横瀬町と小鹿野町は町の施策により10月1日より適用 吉田事務所と小鹿野事務所を「西秩父事務所」に統合、旧吉田事務所は吉田総合支所から旧小鹿野事務所内へ移転
	8月1日	秩父地域水道事業広域化基本構想及び基本計画改定 秩父広域市町村圏組合水道事業経営戦略改定
	8月31日	別所浄水場西側法面の災害復旧工事が完了し、東日本台風による災害復旧工事は全て終了

令和4年	2月24日	新秩父ミュージックパーク送水第一ポンプ室竣工
	2月28日	影森配水池竣工
	3月29日	知事要望 ・生活基盤施設耐震化等交付金の補助対象期間の延長、県内水道一本化による広域化の早期実現を要望
	9月29日	水道施設台帳管理システム導入
令和5年	7月21日	橋立浄水場薬品沈殿池竣工
	1月24日	皆野第2配水池耐震工事竣工
	1月22日 ～1月27日	能登半島地震災害に係る応援派遣（1回目） （活動内容：石川県輪島市における応急給水）
	2月29日	新秩父ミュージックパーク送水第二ポンプ室竣工
	3月2日 ～3月7日	能登半島地震災害に係る応援派遣（2回目） （活動内容：石川県輪島市における応急給水）
	3月15日	第1回秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会を開催

2 - (4) 水道の水源

主な水源は、荒川、橋立川、浦山川、横瀬川、吉田川、赤平川などの荒川水系の表流水・伏流水と、身馴川の利根川水系の表流水であり、一部の地域を除いて、水量に恵まれているといえます。

秩父地域全体の年間取水量は 1,633 万 m³ であり、その水源の内訳は、表流水、伏流水が 1,631 万 m³ (99.9%)、地下水・湧水で 2 万 m³ (0.1%) となっています。

2 - (5) 給水人口及び水道施設の概要

秩父地域の給水人口等は、給水人口 91,607 人、給水区域面積 374.26km²、人口密度 244.8 人/km² であり、1市4町の行政区域内人口は 92,962 人です。

管路は、地域内に約 1,137km 布設されており、その内訳は秩父市で約 685km、横瀬町で約 82km、皆野町・長瀬町で約 172km、小鹿野町で約 198km です。秩父地域の一人当たり管路延長は 12.4m であり、埼玉県の一人当たり管路延長 3.9m と比べると約 3.2 倍長く、維持管理面などにおいて非効率的といえます。

浄水場は、地域内に 39 か所あり、1,000m³/日以上以上の処理能力がある主要浄水場は、秩父市の別所浄水場、橋立浄水場、塚越浄水場、安谷川浄水場、谷津川浄水場、横瀬町の姿見山浄水場、山口浄水場、小鹿野町の小鹿野浄水場、皆野町の皆野浄水場の 9 か所です。その中でも、

別所浄水場と橋立浄水場は、処理能力の規模や地形（位置、標高）においても秩父地域の拠点となる浄水場といえます。

秩父地域の給水人口等

地域名	①行政区域内人口 (人)	②給水人口 (人)	③給水区域面積 (Km ²)	④人口密度 ②/③ (人/Km ²)
秩父圏域内	92,962	91,607	374.26	244.8
秩父市	58,892	58,742	299.99	195.8
横瀬町	7,816	7,781	8.83	881.2
皆野・長瀬	15,772	14,726	20.16	730.5
小鹿野町	10,482	10,358	45.28	228.8

※令和5年4月1日現在

一人当たり管路延長

地域名	①給水人口 (人)	②管路延長 (m)	③一人当たり管路延長 ②/① (m/人)
埼玉県	7,306,584	28,727,248	3.9
秩父圏域内計	91,607	1,136,890	12.4
秩父市	58,742	685,029	11.7
横瀬町	7,781	82,475	10.6
皆野・長瀬	14,726	171,491	11.6
小鹿野町	10,358	197,895	19.1

参考文献:『埼玉県の水道 令和4年度版』埼玉県保健医療部生活衛生課編
 ※令和4年度末現在。ただし、埼玉県の数値は令和3年度末現在のもの

秩父地域における浄水場

地区名	浄水場名	浄水能力 (m ³ /日)
秩父市	別所浄水場	20,000
	橋立浄水場	18,000
	塚越浄水場	2,588
	安谷川浄水場	2,210
	谷津川浄水場	1,752
	高篠浄水場	460
	大田浄水場	440
	石間浄水場	400
	栃本浄水場	351
	落合浄水場	249
	大血川浄水場	185
	中津川浄水場	90
	三峰浄水場	88
	半納浄水場	81
	南浄水場	63
	白岩浄水場	47
	女形浄水場	46
	大谷日向浄水場	41
	中郷浄水場	29
	中双里浄水場	10
大指浄水場	10	
横瀬町	姿見山浄水場	8,000
	山口浄水場	1,760
	寺坂浄水場	462
	生川浄水場	450
	森下浄水場	144
	中井浄水場	26
	大畑浄水場	24
	初花浄水場	9
小鹿野町	小鹿野浄水場	5,500
	竹平浄水場	701
	浦島浄水場	400
	三山浄水場	337
	倉尾浄水場	272
	河原沢浄水場	180
	煤川浄水場	30
皆野・長瀬	皆野浄水場	3,913
	三沢浄水場	270
	金沢浄水場	56
計	39箇所	69,674

2 - (6) 水道事業の沿革

①秩父市の水道事業沿革

秩父市の上水道事業は、旧秩父市が大正 13 年に給水を開始し、旧吉田町は昭和 38 年に給水を開始した。その後、平成 17 年に市町村合併を経て上水道事業を統合した。

地区名	事業名	認可年度 年月	給水開始 年月	計画給水人口 (人)	計画 1 日最大給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
旧秩父地区	創設	T 11. 10	T 13. 11	15, 000	1, 650
	第 1 次拡張	S 33. 8	S 38. 4	40, 000	10, 000
	第 2 次拡張	S 39. 12	S 45. 4	50, 000	18, 000
	第 3 次拡張	S 53. 3	S 58. 3	55, 700	30, 635
	第 4 次拡張	H 2. 3	H 4. 4	62, 200	39, 000
吉田地区	創設	S 37. 3	S 38. 11	3, 000	450
	第 1 次拡張	S 46. 3	S 49. 4	6, 500	2, 050
	第 2 次拡張	H 16. 3	H 20. 4	5, 270	2, 800
秩父市	統合認可 (第 5 次拡張)	H 17. 3	H 17. 4	67, 470	41, 800
	第 5 次拡張 変更	H 20. 3	H 23. 4	67, 470	41, 800

簡易水道事業は旧秩父市に 2 事業、旧吉田町に 4 事業、旧大滝村に 4 事業、旧荒川村に 2 事業あり、また飲料水供給事業は、旧大滝村に 1 事業、旧荒川村に 1 事業ある。簡易水道事業及び飲料水供給事業は、平成 28 年 4 月広域化により、上水道に統合された。

地区名	事業名	直近認可 年度	直近竣工 年月	計画給水人口 (人)	計画 1 日最大給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
旧秩父地区	大谷日向簡水	S 62	H 2. 2	115	41
	南簡水	H 2	H 6. 3	150	63
吉田地区	半納・沢戸簡水	S 30	S 31. 6	219	81
	中郷簡水	S 38	S 33. 7	250	29
	阿熊簡水	S 50	S 52. 3	276	45
	女形簡水	S 61	H 1. 3	210	42
大滝地区	中津川簡水	H 6	H 10. 3	110	90
	三峰簡水	S 55	S 56. 10	200	80
	南部簡水 (栃本)	S 58	S 62. 3	700	368
	南部簡水 (落合)	H 4	H 7. 3	400	249
	東部簡水	H 11	H 4. 3	370	185
荒川地区	谷津川簡水	S 49	S 53. 3	3, 440	1, 700
	安谷川簡水	S 63	H 4. 3	4, 800	2, 210

地区名	事業名	直近認可 年度	直近竣工 年月	計画給水人口 (人)	計画1日最大給水量 (m ³ /日)
大滝地区	中双里飲供	S 54	S 54. 10	50	10
荒川地区	大指飲供	S 55	S 56. 3	50	10

②横瀬町の水道事業沿革

横瀬町の上水道事業は、昭和 31 年に市街地中心を給水区域とした関の入簡易水道の給水を開始し、さらに昭和 35 年には、生川簡易水道が給水開始、昭和 37 年に両簡易水道を統合して上水道事業に変更した。平成 23 年に上水道事業と簡易水道事業を統合、さらに平成 27 年には初花飲料水供給事業を統合し、横瀬町上水道事業として運営を開始した。

事業名 (横瀬町上水道)	認可年度 年月	給水開始 年月	計画給水人口 (人)	計画1日最大給水量 (m ³ /日)
創設	S 30. 9	S 31. 7	2, 250	270
第 1 期拡張	S 31. 10	S 32. 5	3, 850	462
第 2 期拡張	S 34. 2	S 35. 4	5, 850	762
第 3 期拡張	S 37. 12	S 43. 12	8, 000	2, 290
浄水方法変更	S 48. 3	S 49. 4	8, 000	2, 290
第 4 期拡張	S 53. 1	S 55. 4	18, 000	9, 708
第 4 期拡張変更	S 55. 6	S 58. 4	18, 000	9, 708
統合認可 (第 5 期拡張)	H23. 4	H28. 4	9, 070	9, 520
第 5 期拡張変更	H27. 3	-	9, 122	9, 529

芦ヶ久保簡易水道は、大畑簡易水道事業として昭和 28 年に創設し、昭和 44 年に森下地区を給水区域にして、名称を芦ヶ久保簡易水道事業に変更した。

事業名 (芦ヶ久保簡易水道)	認可年度 年月	直近竣工 年月	計画給水人口 (人)	計画1日最大給水量 (m ³ /日)
創設	S 28. 11	S 28. 11	250	38
第 1 期拡張	S 44. 10	S 45. 4	500	86
第 2 期拡張	H15. 10	H17. 4	340	168

③皆野町・長瀬町の水道事業沿革

皆野町・長瀬町の上水道事業は、昭和 37 年に皆野・長瀬水道企業団として、両町の中心部を給水区域として創設し、昭和 41 年に給水を開始した。

平成 16 年、17 年には、これまで皆野町、長瀬町で経営していた簡易水道事業を譲り受けた。

そして、平成 20 年に、上水道事業を経営する皆野・長瀬水道企業団と下水道事業を経営する秩北衛生下水道組合が統合し、皆野・長瀬上下水道組合として運営を開始した。

事業名	認可年月	給水開始年月	計画給水人口(人)	計画1日最大給水量(m ³ /日)
創設	S 37. 12	S 41. 12	11, 000	2, 310
第1次拡張	S 45. 3	S 48. 3	11, 400	2, 394
第2次拡張	S 50. 7	S 53. 11	14, 500	7, 775
第3次拡張	H14. 3	H15. 4	18, 431	8, 100
第3次拡張変更	H15. 2	H15. 4	18, 431	8, 100
事業の全部譲り受け	H16. 7	H16. 8	18, 601	8, 187
事業の全部譲り受け	H17. 3	H17. 4	18, 601	8, 187
第4次拡張	H18. 6	H26. 4	18, 743	8, 155

④小鹿野町の水道事業沿革

小鹿野町の上水道事業は、昭和41年に給水を開始し、昭和45年に長若簡易水道を統合した。簡易水道事業は、昭和43年に第一簡易水道事業、昭和52年に第二簡易水道事業、平成元年には、倉尾簡易水道事業を創設した。

旧両神村の水道事業は、昭和43年に両神村簡易水道を創設し、昭和56年には煤川簡易水道事業を創設した。

その後、平成17年に小鹿野町と両神村が町村合併し、平成23年に上水道事業、簡易水道事業を統合し、小鹿野町上水道事業として統一された。

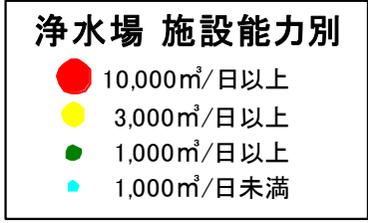
事業名	認可年月	給水開始年月	計画給水人口(人)	計画1日最大給水量(m ³ /日)
創設	S 37. 12	S 41. 2	6, 000	1, 510
第1次拡張	S 45. 3	S 45. 12	6, 000	1, 510
第2次拡張	S 46. 3	S 47. 3	8, 000	2, 430
第3次拡張	S 51. 3	S 51. 10	8, 000	2, 430
第4次拡張	S 53. 7	S 53. 12	8, 300	2, 525
第5次拡張	S 56. 9	S 59. 3	9, 955	5, 205
第6次拡張	H15. 3	H17. 4	9, 340	5, 300
簡水事業統合	H23. 3	-	15, 876	7, 229

2 - (7) 水道年表

団体名 旧市町村名	創設年	大正13年	昭和元年	昭和10年	昭和20年	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成5年	平成15年	平成25年	平成28年	令和3年
秩父市	旧秩父市	大正13年 ○秩父市上水道事業								平成2年 ○大谷日向簡易水道事業	平成6年 ○南簡易水道事業	平成17年事業統合		
	旧吉田町				昭和35年 吉田町上水道事業	昭和33年 ○半納、沢戸簡易水道事業 昭和33年 ○中郷簡易水道事業		昭和52年 ○阿熊簡易水道事業		平成25年 ○女形簡易水道事業				
	旧大滝村						昭和55年 ○中津川簡易水道事業	昭和56年 ○三峰簡易水道事業	昭和62年 ○南部簡易水道事業(栃本)	平成17年 ○南部簡易水道事業(落合)				
	旧荒川村							昭和53年 ○谷津川簡易水道事業		平成4年 ○東部簡易水道事業				
横瀬町						昭和21年 ○関の入簡易水道事業	昭和37年 ○横瀬町上水道事業					平成23年簡水統合	平成27年簡水統合	
						昭和28年 ○大畑簡易水道事業	昭和35年 ○生川簡易水道事業	昭和44年 ○芦ヶ久保簡易水道事業 昭和47年 ○初花飲料水供給事業				平成17年簡水事業譲受け	平成20年皆野・長瀬上下水道統合名称変更	
上下水道組合	皆野町					昭和48年 ○皆野・長瀬水道企業団上水道事業	昭和35年 ○三沢簡易水道事業	昭和46年 ○金沢簡易水道事業	昭和45年 ○国神簡易水道事業		平成15年 ○二本木簡易水道事業			
	長瀬町					昭和32年 ○宮沢簡易水道事業		昭和49年 ○樋口簡易水道事業						
小鹿野町	旧小鹿野町					昭和35年 ○長若簡易水道事業	昭和41年 ○小鹿野町上水道事業 ★昭和45年統合	昭和43年 ○第一簡易水道事業	昭和52年 ○第二簡易水道事業	平成25年 ○倉尾簡易水道事業			平成23年簡水事業譲受け	
	旧両神村						昭和43年 ○両神村簡易水道事業		昭和56年 ○煤川簡易水道事業					

秩父広域市町村圏組合上水道事業の運営開始

水道料金統一



2 - (8) 浄水施設位置図

3 水道施設の概要

3 - (1) 旧秩父市地区

はしだて 橋立浄水場

場所	秩父市荒川 ^く 久那 ^な
創設工事竣工	大正 13 年 10 月 28 日
水源	橋立川の表流水 浦山川の表流水
1 日取水可能量	18,000m ³ /日
1 日浄水能力	18,000m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過＋急速ろ過
緩速ろ過	5,000m ³ /日可能
急速ろ過	16,000m ³ /日可能
配水方式	自然流下
	埼玉県下で一番古い浄水場



べっしょ 別所浄水場

場所	秩父市別所
創設工事竣工	昭和 58 年 2 月 15 日
水源	荒川の表流水
1 日取水可能量	20,970m ³ /日
1 日浄水能力	20,000m ³ /日
浄水処理方法	急速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)
	秩父広域最大の浄水能力を持つ浄水場



おおた 大田浄水場 (現在休止中)

場所	秩父市大田
創設工事竣工	昭和 37 年 3 月 31 日
水源	赤平川の表流水
1 日取水可能量	480m ³ /日
1 日浄水能力	440m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下



たかしの
高篠浄水場

場所 秩父市定峰^{さだみね}
創設工事竣工 昭和 50 年 3 月 31 日
水源 定峰川の表流水
1 日取水可能量 1,150m³/日
1 日浄水能力 460m³/日
浄水処理方法 緩速ろ過
配水方式 自然流下
(一部ポンプ圧送)



おおがいのひなた
大谷日向浄水場

場所 秩父市浦山^{うらやま}
創設工事竣工 平成 2 年 2 月 15 日
水源 大谷沢の表流水
1 日取水可能量 41m³/日
1 日浄水能力 41m³/日
浄水処理方法 急速ろ過
配水方式 自然流下



みなみ
南浄水場

場所 秩父市浦山
創設工事竣工 平成 6 年 3 月 10 日
水源 唐沢の表流水
1 日取水可能量 70m³/日
1 日浄水能力 63m³/日
浄水処理方法 急速ろ過
配水方式 自然流下



3 - (2) 吉田地区

いさま
石間浄水場

場所 秩父市下吉田
創設工事竣工 昭和 39 年 10 月 31 日
水源 石間川の表流水
1 日取水可能量 432m³/日
1 日浄水能力 400m³/日
浄水処理方法 緩速ろ過
配水方式 自然流下
(一部ポンプ圧送)



塚越浄水場

場所	秩父市上吉田
創設工事竣工	昭和 49 年 3 月 31 日
改修工事竣工	平成 19 年 7 月 17 日
水源	吉田川の伏流水 小川川の表流水
1 日取水可能量	2,588m ³ /日
1 日浄水能力	2,588m ³ /日
浄水処理方法	急速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)



半納浄水場

場所	秩父市吉田石間
創設工事竣工	昭和 31 年 6 月 15 日
水源	岩城沢の伏流水 岩城沢の湧水 笹沢の伏流水
1 日取水可能量	81m ³ /日
1 日浄水能力	81m ³ /日
浄水処理方法	上向式緩速ろ過
配水方式	自然流下



中郷浄水場

場所	秩父市吉田石間
創設工事竣工	昭和 33 年 7 月 1 日
水源	井戸沢の表流水 (井戸沢・・・石間川支流)
1 日取水可能量	29m ³ /日
1 日浄水能力	29m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下



白岩浄水場

場所	秩父市吉田阿熊 ^{あぐま}
創設工事竣工	昭和 52 年 3 月 31 日
水源	白岩沢の表流水 (白岩沢・・・阿熊川支流)
1 日取水可能量	47m ³ /日
1 日浄水能力	47m ³ /日
浄水処理方法	急速ろ過
配水方式	自然流下



おながた
女形浄水場

場所	秩父市上吉田
創設工事竣工	平成元年 3月 31日
水源	女形沢の表流水 (女形沢・・・吉田川支流)
1日取水可能量	46m ³ /日
1日浄水能力	46m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下



3 - (3) 大滝地区

なかつがわ
中津川浄水場

場所	秩父市中津川
創設工事竣工	昭和 45年 7月 31日
改修工事竣工	平成 10年 3月 10日
水源	大若沢の表流水 (大若沢・・・荒川水系中津川支流)
1日取水可能量	90m ³ /日
1日浄水能力	90m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下



みつみね
三峰浄水場

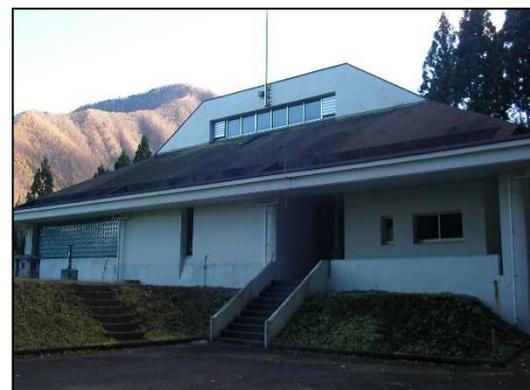
場所	秩父市三峰
創設工事竣工	昭和 56年 10月 10日
水源	細谷沢の表流水 (細谷沢・・・荒川水系大砥沢支流)
1日取水可能量	88m ³ /日
1日浄水能力	88m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下

埼玉県下で一番高い場所にある浄水場



たちもと
栃本浄水場

場所	秩父市大滝
創設工事竣工	昭和 62年 3月 10日
水源	ワサビ沢の表流水 (ワサビ沢・・・荒川水系滝川支流)
1日取水可能量	351m ³ /日
1日浄水能力	351m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)



おちあい
落合浄水場

場所 秩父市大滝
創設工事竣工 昭和 40 年 3 月 31 日
改修工事竣工 平成 7 年 3 月 10 日
水源 栗尾沢の表流水
(栗尾沢・・・荒川水系支流)
1 日取水可能量 249m³/日
1 日浄水能力 249m³/日
浄水処理方法 緩速ろ過
配水方式 自然流下



おちがわ
大血川浄水場

場所 秩父市大滝
創設工事竣工 平成 4 年 3 月 10 日
水源 西谷沢の表流水
(西谷沢・・・荒川水系大血川支流)
1 日取水可能量 185m³/日
1 日浄水能力 185m³/日
浄水処理方法 緩速ろ過
配水方式 自然流下



なかそうり
中双里浄水場

場所 秩父市中津川
創設工事竣工 昭和 54 年 10 月 31 日
水源 井戸沢の表流水
(井戸沢・・・荒川水系中津川の支流)
1 日取水可能量 10m³/日
1 日浄水能力 10m³/日
浄水処理方法 緩速ろ過
配水方式 自然流下



3 - (4) 荒川地区

やつがわ
谷津川浄水場

場所 秩父市荒川しろく白久
改修工事竣工 昭和 53 年 3 月 25 日
水源 谷津川の表流水
1 日取水可能量 1,752m³/日
1 日浄水能力 1,752m³/日
浄水処理方法 緩速ろ過
配水方式 自然流下
(一部ポンプ圧送)



あんやがわ
安谷川浄水場

場所	秩父市荒川日野
改修工事竣工	平成 4 年 3 月 10 日
水源	安谷川の表流水
1 日取水可能量	2,460m ³ /日
1 日浄水能力	2,210m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)



おおざす
大指浄水場 (水源・浄水施設は休止中)

場所	秩父市荒川贅川
創設工事竣工	昭和 56 年 3 月 31 日
水源	栃沢の表流水 (栃沢・・・贅川の支流)
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下



3 - (5) 横瀬町地区

すがたみやま
姿見山浄水場

場所	横瀬町大字横瀬
創設工事竣工	昭和 55 年
水源	姿の池 (横瀬川の表流水)
1 日取水可能量	8,000m ³ /日
1 日浄水能力	8,000m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)

※横瀬川より取水し、秩父用水の水路を使用し、姿の池まで導水している。



うぶがわ
生川浄水場

場所	横瀬町大字横瀬
創設工事竣工	昭和 35 年
水源	生川の表流水
1 日取水可能量	450m ³ /日
1 日浄水能力	450m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)



やまぐち
山口浄水場

場所	横瀬町大字横瀬
創設工事竣工	昭和 43 年
水源	横瀬川の表流水
1 日取水可能量	1,760m ³ /日
1 日浄水能力	1,760m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)



てらさか
寺坂浄水場 (現在は配水施設のみ使用)

場所	横瀬町大字横瀬
創設工事竣工	昭和 31 年
水源	曾沢川表流水
1 日取水可能量	462m ³ /日
1 日浄水能力	462m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)



もりしも
森下浄水場

場所	横瀬町大字 ^{あしがくぼ} 芦ヶ久保
創設工事竣工	昭和 45 年
水源	場内浅井戸
1 日取水可能量	203m ³ /日
1 日浄水能力	144m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)

(芦ヶ久保簡易水道(大畑浄水場)
の拡張事業として築造)



おおほたけ
大畑浄水場

場所	横瀬町大字芦ヶ久保
創設工事竣工	昭和 28 年
水源	境沢の表流水
場内浅井戸	
1 日取水可能量	37.5m ³ /日
1 日浄水能力	24m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下



なかい **中井浄水場**

場所	横瀬町大字芦ヶ久保
創設工事竣工	平成 25 年
水源	川戸入沢の表流水
1 日取水可能量	29m ³ /日
1 日浄水能力	26m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)

(芦ヶ久保簡易水道事業 (大畑・森下浄水場)の拡張事業として築造)



しよはな **初花浄水場**

場所	横瀬町大字芦ヶ久保
創設工事竣工	昭和 47 年
水源	大木の沢の表流水
1 日取水可能量	9.2m ³ /日
1 日浄水能力	9m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下



3 - (6) 皆野町・長瀬町地区

みな **皆野浄水場**

場所	皆野町大字皆野
創設工事竣工	昭和 37 年
水源	荒川の表流水
1 日取水可能量	3,913 m ³ /日
1 日浄水能力	3,913 m ³ /日
浄水処理方法	急速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)



みきわ **三沢浄水場**

場所	皆野町大字三沢
創設工事竣工	昭和 35 年
水源	長小根川の表流水
1 日取水可能量	270 m ³ /日
1 日浄水能力	270 m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)



かねざわ
金沢浄水場

場所	皆野町大字金沢
創設工事竣工	昭和 46 年
水源	身馴川の表流水
1 日取水可能量	56 m ³ /日
1 日浄水能力	56 m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下



3 - (7) 小鹿野町地区

おがの
小鹿野浄水場

場所	小鹿野町小鹿野
創設工事竣工	昭和 41 年 2 月 28 日
水源	赤平川の表流水
1 日取水可能量	5,500 m ³ /日
1 日浄水能力	5,500 m ³ /日
浄水処理方法	急速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)



さんやま
三山浄水場

場所	小鹿野町三山
創設工事竣工	昭和 43 年 10 月 31 日
水源	赤平川の表流水
1 日取水可能量	424 m ³ /日
1 日浄水能力	337 m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)



かわらさわ
河原沢浄水場

場所	小鹿野町河原沢
創設工事竣工	昭和 52 年 1 月 13 日
水源	河原沢川の表流水
1 日取水可能量	200 m ³ /日
1 日浄水能力	180 m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)



倉尾浄水場

場所	小鹿野町藤倉 <small>ふじくら</small>
創設工事竣工	平成元年3月10日
水源	藤倉川の表流水
1日取水可能量	299 m ³ /日
1日浄水能力	272 m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)



浦島浄水場

場所	小鹿野町両神薄 <small>りょうかみすすき</small>
創設工事竣工	昭和43年12月20日
水源	浦島沢の表流水
1日取水可能量	433 m ³ /日
1日浄水能力	400 m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下

※竹平浄水場を補完するための送水を行う。



竹平浄水場

場所	小鹿野町両神薄
創設工事竣工	昭和54年3月31日
水源	薄川の表流水
1日取水可能量	743 m ³ /日
1日浄水能力	701 m ³ /日
浄水処理方法	緩速ろ過
配水方式	自然流下 (一部ポンプ圧送)



煤川浄水場

場所	小鹿野町両神小森 <small>りょうかみこもり</small>
創設工事竣工	昭和56年3月31日
水源	森戸沢の表流水
1日取水可能量	33 m ³ /日
1日浄水能力	30 m ³ /日
浄水処理方法	急速ろ過
配水方式	自然流下



4 業 務

4 - (1) 業務の状況

1 業務の状況

項 目	単 位	R3年度	R4年度	増減
行政区域内人口	人	94,627	92,962	-1,665
計画給水人口	人	100,230	100,230	0
現在給水人口	人	93,280	91,607	-1,673
導送配水管延長	km	1,133	1,137	4
配水能力	m ³ /日	72,828	72,828	0
職員数	人	44	43	-1
年間総配水量	千 m ³	13,821	13,514	-307
一日最大配水量	m ³	47,091	40,194	-6,897
一日平均配水量	m ³	37,865	37,025	-840
一日一人最大配水量	ℓ	505	439	-66
一日一人平均配水量	ℓ	406	404	-2
有収水量	千 m ³	11,308	11,070	-238
有収率	%	81.8	81.9	0.1
給水戸数	戸	40,525	40,360	-165
漏水修理件数 (一次側：水道局管理分)	件	865	870	5
供給単価	円/m ³	182.6	175.4	-7.2
給水原価	円/m ³	197.7	207.4	9.7

4 - (2) 料金表

(税別)

基本料金		水量料金 (2月で1 m ³ につき)				
メーター口径 の区分	料金 (2月につき)	1m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 40m ³	41m ³ ~ 100m ³	101m ³ ~ 200m ³	201m ³ 以上
13mm	1,960 円	70円	140円	165円	190円	210円
20mm	3,660 円					
25mm	5,300 円					
30又は40mm	10,980 円					
50mm	20,000 円					
75mm	42,600 円					
100mm	74,000 円					
100mmを 超えるもの	155,000 円					

4 - (3) 加入金表

(税別)

メーター 口径区分	加入金 (1給水装置につき)
13m m	71,000円
20m m	190,000円
25m m	317,000円
30m m	1,020,000円
40m m	1,020,000円
50m m	1,520,000円
75m m	4,560,000円
100m m	8,150,000円
150m m	21,320,000円

5 財 務

5 - (1) 収益明細

(単位：円)

科目	団体名	R3年度		R4年度		増減	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	割合
営業収益		2,182,428,740	73.7	2,133,722,669	72.3	-48,706,071	-2.2
給水収益		2,064,824,924	69.8	1,941,178,548	65.8	-123,646,376	-6.0
加入金		23,211,000	0.7	23,825,000	0.8	614,000	2.6
その他営業収益		94,392,816	3.2	168,719,121	5.7	74,326,305	78.7
営業外収益		776,018,903	26.3	815,920,161	27.7	39,901,258	5.1
受取利息及び配当金		1,668,491	0.1	1,960,220	0.1	291,729	17.5
他会計負担金		8,000	0.0	14,000	0.0	6,000	-
他会計補助金		375,669,000	12.7	373,611,000	12.7	-2,058,000	-0.5
補助金		1,675,000	0.1	1,006,000	0.0	-669,000	-39.9
長期前受金戻入		387,418,827	13.1	420,892,508	14.3	33,473,681	8.6
雑収益		9,579,585	0.3	18,436,433	0.6	8,856,848	92.5
特別利益		1,097,429	0.0	100,177	0.0	-997,252	-90.9
過年度損益修正益		1,097,429	0.0	100,177	0.0	-997,252	-90.9
その他特別利益		0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計		2,959,545,072	100.0	2,949,743,007	100.0	-9,802,065	-0.3

5 - (2) 費用明細

(単位：円)

科目	団体名	R3年度		R4年度		増減	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	割合
営業費用		2,527,489,685	94.8	2,628,664,244	96.8	101,174,559	4.0
原水及び浄水費		482,565,061	18.1	515,543,255	19.0	32,978,194	6.8
配水及び給水費		255,108,545	9.6	263,660,367	9.7	8,551,822	3.4
総係費		221,921,059	8.3	243,760,608	9.0	21,839,549	9.8
減価償却費		1,505,910,165	56.5	1,581,098,359	58.2	75,188,194	5.0
資産減耗費		61,984,855	2.3	24,601,655	0.9	-37,383,200	-60.3
営業外費用		95,536,830	3.6	88,203,088	3.2	-7,333,742	-7.7
支払利息及び企業債 取扱諸費		93,146,600	3.5	85,286,955	3.1	-7,859,645	-8.4
雑支出		2,390,230	0.1	2,916,133	0.1	525,903	22.0
特別損失		41,738,627	1.6	68,672	0.0	-41,669,955	-99.8
災害による損失		0	0.0	0	0.0	0	0.0
過年度損益修正損		41,738,627	1.6	68,672	0.0	-41,669,955	-99.8
合計		2,664,765,142	100.0	2,716,936,004	100.0	52,170,862	2.0

5 - (3) 要素別総費用分析表

(単位：千円)

科目	団体名	R3年度		R4年度		増減	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	割合
職員給与費		201,778	7.6	193,466	7.1	-8,312	-4.1
動力費		146,646	5.5	194,136	7.2	47,490	32.4
光熱水費		122	0.0	121	0.0	-1	-0.8
通信運搬費		15,375	0.6	15,678	0.6	303	2.0
修繕費		127,432	4.8	121,590	4.5	-5,842	-4.6
材料費		2,618	0.1	774	0.0	-1,844	-70.4
薬品費		24,831	0.9	22,559	0.8	-2,272	-9.1
路面復旧費		8,623	0.3	8,469	0.3	-154	-1.8
委託料		311,570	11.7	340,084	12.5	28,514	9.2
負担金		53,144	2.0	53,179	2.0	35	0.1
受水費		0	0.0	0	0.0	0	0.0
支払利息		93,147	3.5	85,287	3.1	-7,860	-8.4
減価償却費		1,505,910	56.5	1,581,098	58.2	75,188	5.0
その他		173,569	6.5	100,495	3.7	-73,074	-42.1
合計		2,664,765	100.0	2,716,936	100.0	52,171	2.0

5 - (4) 経営比較分析表（令和4年度決算）

埼玉県 秩父広域市町村圏組合

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家産割合(円)	
-	82.59	98.54	3,388	

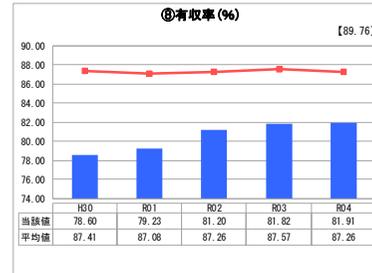
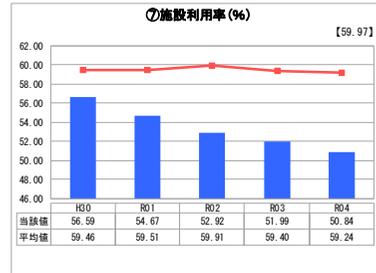
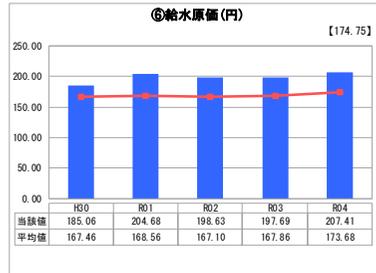
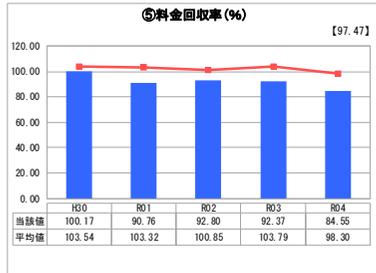
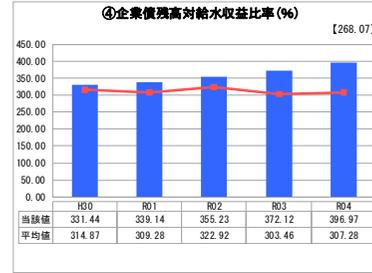
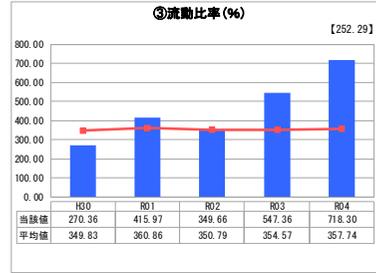
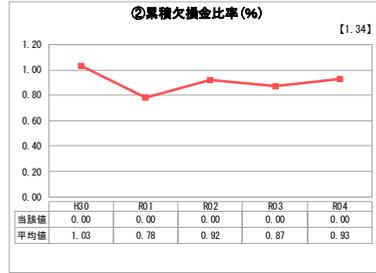
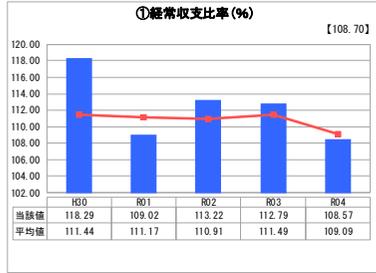
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
-	-	-
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
91,607	374.26	244.77

グラフ凡例

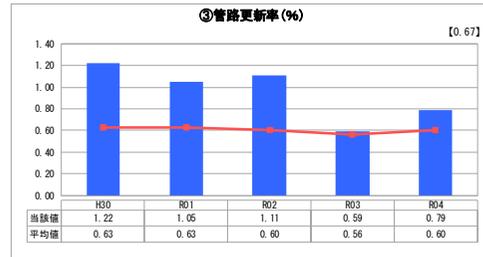
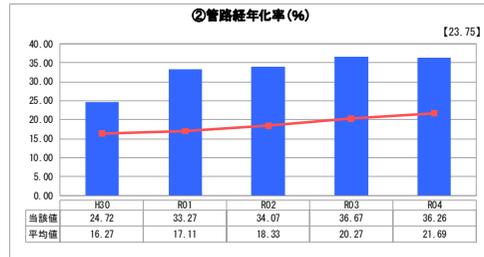
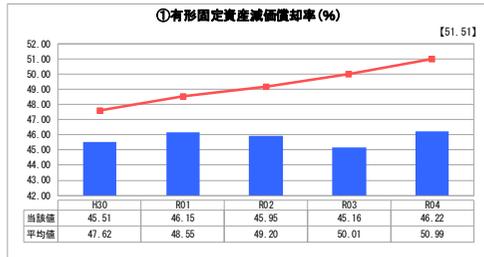
- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 経常収支比率 ② 累積欠損金比率 ⑤ 料金回収率
 ① 給水収益の減少に伴い、年々低下する傾向にあります。R4年度は、減価償却費、物価高騰の影響で動力費が増加したことにより、大幅に低下しています。② 生じていません。⑤ R4年度は、物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用した水道料金減免を秩父市で実施したため、低下しています。また、令和3年4月に料金改定を行いましたが、構成市町繰入金により改定率を抑える措置を講じているため、今後も料金回収率の低下が懸念されています。
 ③ 流動比率
 各年度、一時的な未払金の増減に伴い、数値が変動しています。R4年度は、建設事業費が減少したことにより、年度末の未払金が減少しているため、流動比率が上昇しています。資金の流動性には問題はありません。今後も将来の見込みを踏まえながら流動資産の確保に努めます。
 ④ 企業債残高対給水収益比率
 施設の更新ペースを上げていることから起債残高も増加しています。企業債の過度の依存が経営を圧迫しないよう、計画的に施設の更新を進めます。
 ⑥ 給水原価 ⑧ 有収率
 ⑧ 類似団体を下回っていますが、老朽管の更新ペースを上げることで改善に努めます。⑥ 広域化によるスケールメリットにより減少傾向にありましたが、R元年度の台風19号に伴う災害復旧費が発生したR1～3年度は給水原価が高くなっています。また、R4年度は物価高騰の影響で動力費等が大幅に増加し、高くなっています。今後の経年化施設の更新事業費の増大と需要の減少により、上昇していくことが見込まれます。
 ⑦ 施設利用率
 人口減少に伴う水需要の減少に起因し、施設利用率が低下しています。施設のダウンサイジングにより規模の適正化と経営状況の改善に努めます。

2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率 ② 管路経年化率
 管路の更新を鋭意進めています。浄水施設等の老朽化も進んでいる状況です。今後も老朽化が進む中、法定耐用年数を超えた漏水の多い管路を重点的に更新していくことで数値の改善を目指します。
 ③ 管路更新率
 前年度比では、多少上昇していますが、R2年度以前と比較し、大幅に低下しています。R3年度以降は管路以外の更新工事、施設の築造工事に重点を置いたことで数値が低下しました。投資・財政計画において現実的な更新基準を設定し、優先順位の高い管路から計画的に更新するよう努めます。今後も必要な更新を先送りすることのないよう投資計画を常に見直し、有利な財源確保に努めます。

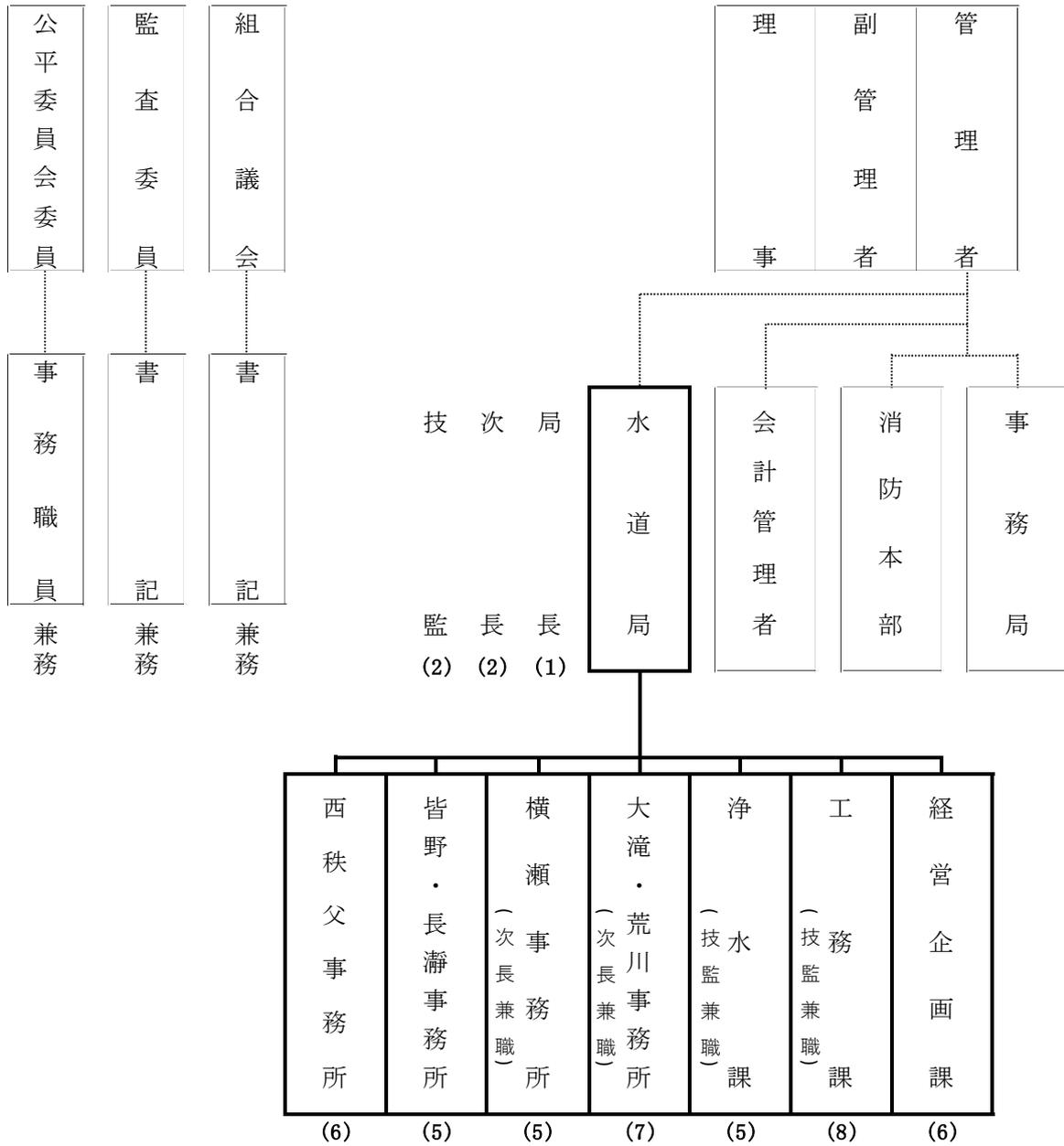
全体総括

平成28年4月から秩父市、横瀬町、皆野・長瀬上下水道組合(皆野町、長瀬町)、小鹿野町の水道事業が統合され、秩父広域市町村圏組合水道事業が開始されました。この広域化による施設の統合により、今後多くの経営指標において改善が期待できます。
 当組合は、大正13年、埼玉県内初の水道として事業開始した施設を所有していることから、老朽化についても県内で最も進んでいる状況です。「持続可能な経営基盤の確保」は全国的な課題となっており、必要な投資と料金改定を先送りすることなく、健全な投資・財政計画のもと事業を進めていきます。
 今後も秩父地域が力を合わせ、安心・安全な美味しい水を将来にわたって安定供給していきます。

6 秩父広域市町村圏組合水道局の概要

6 - (1) 組織図

令和5年4月1日現在
職員数 43 名



本所の工務課、浄水課は、秩父地区を担当する。

6 - (2) 事務分掌

区分	分掌事務
各課・所共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管の文書の収発及び整理保管に関すること。 (2) 所管の職員の出張及研修に関すること。 (3) 所管の広報及び統計に関すること。 (4) 所管の予算及び決算に関すること (5) 所管の契約及び入札に関すること。 (6) 所管の建設工事、業務委託等の検査に関すること。 (7) 所管の出納その他会計事務に関すること。 (8) 所管の資産の管理に関すること。 (9) 所管の車両の管理及び運用に関すること。 (10) 所管の施設及び設備の事故対策、危機管理に関すること。 (11) 所管のその他庶務事務に関すること。
経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 条例、規則、規程等に関すること。 (2) 公印に関すること。 (3) 職員の給与及び服務に関すること。 (4) 労働組合に関すること。 (5) 財政及び資金計画に関すること (6) 出納及び会計の総括事務に関すること (7) 給水契約に関すること。 (8) 水道料金の徴収及び督促整理に関すること。 (9) 水道メーターの点検及び使用水量の認定に関すること。 (10) 給水停止の執行に関すること。 (11) 資産の取得及び処分に関すること。 (12) その他料金に関すること。
工務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 給水装置の新設、改造及び撤去に関すること。 (2) 漏水調査、修繕及び対策に関すること。 (3) 断水時の給水及び周知に関すること。 (4) 国有地及び道路の占用に関すること。 (5) 給水装置台帳に関すること。 (6) 水道メーターの貸与及び管理に関すること。 (7) 給水装置工事事業者の指定及び指導に関すること。 (8) 共同住宅の給水協定等に関すること。 (9) 工事資材の管理保管に関すること。 (10) 配水事業計画の策定及び総合調整に関すること。 (11) 配水施設台帳に関すること。 (12) 配水施設の管理に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (13) 配水施設設計・施工及び監理に関すること。 (14) その他配水及び給水に関すること。
浄水課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水質管理に関すること。 (2) 水利権に関すること。 (3) 浄水場の業務に従事する者の衛生管理に関すること。 (4) 浄水の薬品類並びに器具及び設備の管理保管に関すること。 (5) 取水及び浄水事業計画の策定及び総合調整に関すること。 (6) 浄水施設台帳に関すること。 (7) 取水施設及び浄水施設の管理に関すること。 (8) 取水及び浄水施設設計・施工及び監理に関すること。 (9) その他取水及び浄水に関すること。
大滝・荒川事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漏水調査、修繕及び対策に関すること。 (2) 断水時の給水及び周知に関すること。 (3) 国有地及び道路の占用に関すること。 (4) 工事資材の管理保管に関すること。 (5) 浄水の薬品類並びに器具及び設備の管理保管に関すること。 (6) 配水及び取水、浄水事業計画の策定に関すること。 (7) 配水施設台帳及び浄水施設台帳に関すること。 (8) 取水施設及び浄水、配水施設の管理に関すること。 (9) 水質管理に関すること。 (10) 水利権に関すること。 (11) 浄水場の業務に従事する者の衛生管理に関すること。 (12) 配水及び取水、浄水施設設計・施工及び監理に関すること。 (13) その他取水、浄水、配水に関すること。
横瀬事務所 皆野・長瀬事務所 西秩父事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 給水装置の新設、改造及び撤去に関すること。 (2) 漏水調査、修繕及び対策に関すること。 (3) 断水時の給水及び周知に関すること。 (4) 国有地及び道路の占用に関すること。 (5) 給水装置台帳に関すること。 (6) 水道メーターの貸与及び管理に関すること。 (7) 給水装置工事事業者の指導に関すること。 (8) 共同住宅の給水協定等に関すること。 (9) 工事資材の管理保管に関すること。 (10) 浄水の薬品類並びに器具及び設備の管理保管に関すること。 (11) 配水及び取水、浄水事業計画の策定に関すること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(12) 配水施設台帳及び浄水施設台帳に関する事。(13) 取水施設及び浄水、配水施設の管理に関する事。(14) 水質管理に関する事。(15) 水利権に関する事。(16) 浄水場の業務に従事する者の衛生管理に関する事。(17) 配水及び取水、浄水施設設計・施工及び監理に関する事。(18) その他取水、浄水、配水及び給水に関する事。 |
|--|

7 ちちぶ広域水道お客様センター

水道局では、サービスの向上と経営の効率化を図るため、平成28年4月1日から秩父広域市町村圏組合水道局別所浄水場内に『ちちぶ広域水道お客様センター』を開設しました。

これまで秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の水道事業で取り扱っていた水道料金に関する業務の窓口は一本化されました。

運営は民間会社の(株)両毛ビジネスサポートが責任を持って行い、民間のノウハウを生かしたコスト削減とサービスの向上をめざします。

- 開設場所：秩父広域市町村圏組合水道局別所浄水場内
(秩父市別所538番地)
- 営業時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝祭日、年末年始を除く)
- 取扱業務：①お客様への窓口対応
②水道の使用開始・使用中止等の受付、現地での開閉栓作業
③水道メーターの検針
④水道料金・下水道使用料の請求及び収納
⑤その他の水道料金に関する業務
⑥給水装置工事の受付



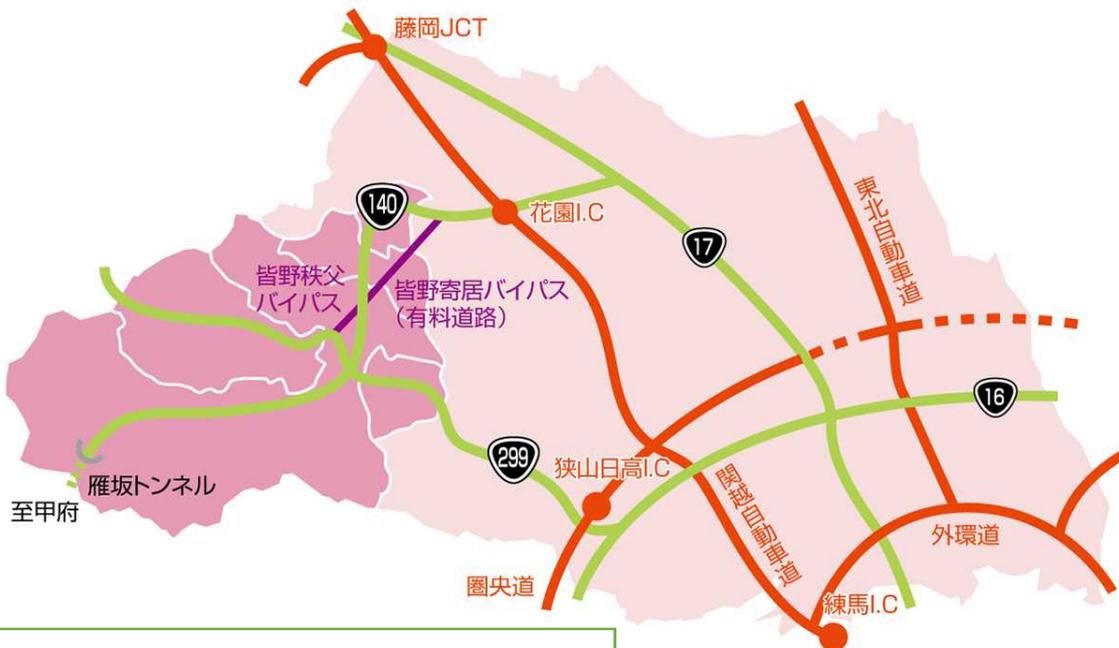
8 秩父広域圏の位置と交通

鉄道利用の場合



池袋から西武池袋線（特急）で西武秩父まで約 80 分
 上野から高崎線で熊谷まで約 60 分、秩父鉄道（急行）
 に乗換えて秩父駅まで約 50 分

車利用の場合



関越自動車道 練馬 IC. から花園 IC. まで約 50 分
 国道 140 号で約 30 分

附属資料

◎ 県内水道の将来像とあるべき姿

【埼玉県水道整備基本構想～埼玉県水道ビジョン ～（令和5年3月改定）より抜粋
（14 p～17 p、74 p～75 p、85 p～86 p）】

表 3-1 圏域の区分

	構成市町村名	給水区域面積	給水人口
埼玉広域水道圏	<p>川越市 熊谷市 川口市 さいたま市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 富士見市 北本市 八潮市 ふじみ野市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 日高市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 白岡市 杉戸町 松伏町 ときがわ町 東秩父村</p> <p>計 39市 18町 1村</p>	2,615.72km ²	<p>令和元年度 7,231,666人</p> <p>令和12年度 7,100,951人</p>
秩父広域水道圏	<p>秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町</p> <p>計 1市 4町</p>	374.26km ²	<p>令和元年度 93,503人</p> <p>令和12年度 80,550人</p>

(出典)「埼玉県の水道」(令和元年度データ)、「埼玉県5か年計画」における埼玉県推計値(令和12年度データ)

【参考】圏域区分設定の経緯

○昭和 52 年 3 月策定の広域的整備基本構想における圏域区分

中間目標年である昭和 60 年（1985 年）までに北部広域水道圏において県営の水道用水供給事業を開始し、最終目標年である昭和 75 年（2000 年）までに圏域内の水道事業の一元化を図ることを目的として計画されており、3 つの圏域が設定された。

南部広域水道圏（30 市町村）

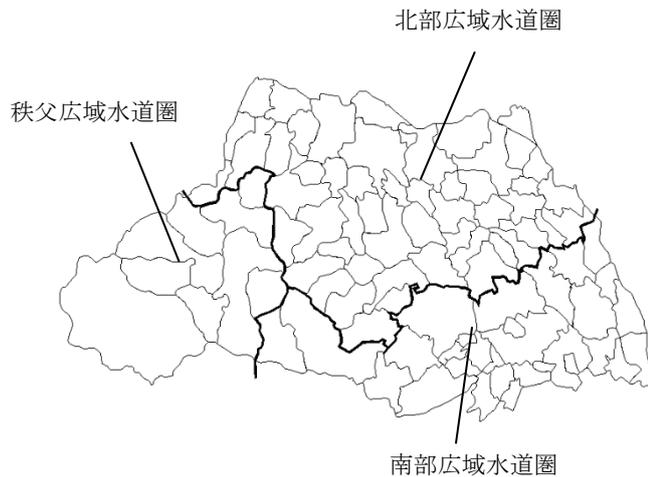
中央第一、東部第一、西部第一水道により水道用水を受水している県南部 28 市町（広域第一地域）と、これに接する飯能市、名栗村（飯能地域）を加えた地域。

北部広域水道圏（53 市町村）

広域第二水道の対象である 46 市町村に、本庄市をはじめとする児玉郡市等の 7 市町村を加えた地域。

秩父広域水道圏（9 市町村）

秩父市をはじめとする秩父郡市の 9 市町村。この圏域は、山で囲まれ秩父盆地を中心とした、地理的歴史的にまとまりをもつ荒川水系の山間山添い地域であり、他の広域行政サービス圏としてもまとまっている。



昭和 52 年 3 月策定の
広域的整備基本構想における圏域区分

○昭和 62 年 2 月策定の埼玉県水道整備基本構想における圏域区分

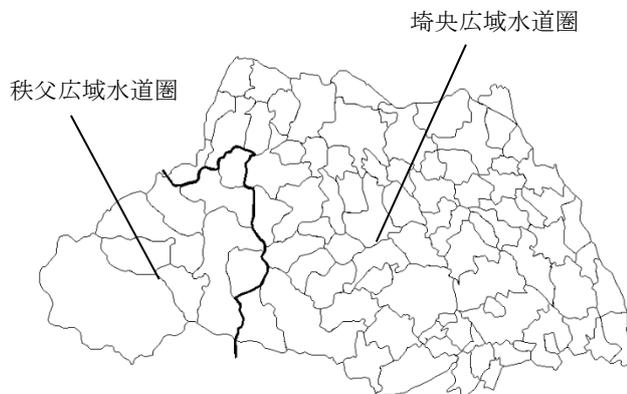
平成 12 年度（2000 年）を目標年度とし、北部広域水道圏と南部広域水道圏を広域的かつ合理的に整備することにより、将来にわたり安全で安定した給水体制の確立、料金をはじめとする給水サービスの均等化等を図ることを目的として計画されており、2 つの圏域が設定された。

埼玉中央広域水道圏（83 市町村）

広域第一水道用水供給事業、広域第二水道用水供給事業の供給対象である 60 市町村とその西側に隣接する 23 市町村を加えた地域。

秩父広域水道圏（9 市町村）

秩父市をはじめとする秩父郡市（東秩父村は埼玉中央広域水道圏）の 9 市町村。



昭和 62 年 2 月策定の
埼玉県水道整備基本構想における圏域区分

○平成 16 年 1 月改定の埼玉県水道整備基本構想における圏域区分

平成 35 年度（2023 年）を目標年度とし、昭和 62 年策定の構想と同様に、埼玉広域水道圏と秩父広域水道圏の 2 つの圏域とする。

埼玉広域水道圏の神泉村、東秩父村、名栗村の 3 村については、水道用水供給事業の受水団体ではないが、地理的・社会的条件を考慮すると埼玉広域水道圏に含めることが適当であるとされた。

埼玉広域水道圏（81 市町村）

埼玉県水道用水供給事業により供給している 78 市町村とその西側に隣接する 3 村を加えた 81 市町村。

秩父広域水道圏（9 市町村）

秩父市をはじめとする秩父郡市（東秩父村は埼玉広域水道圏）の 9 市町村。



平成 16 年 1 月改定の
埼玉県水道整備基本構想における圏域区分

6. 事業運営の基本方針

6.1. 県内水道の将来像（あるべき姿）

(1) 基本理念

水道は人々の日常生活や事業活動に不可欠なライフラインであり、県内水道は、将来にわたって県民に安全な水を安定供給する使命がある。

一方、これまで記述したとおり、水道が取り組むべき課題は山積している。特に人口減少等の社会構造の変化に伴い、将来的に水需要の減少による給水収益の減少が懸念される状況下において、健全な経営を維持するため「財政基盤」の強化を図ること、水道施設の計画的な更新や耐震化等の災害対策に取り組み「施設基盤」の強化を図ること、人材を確保・育成して技術を継承し「技術基盤」の強化を図ることが求められる。

水道の基盤強化を図る上で事業統合が有効とされていることから、将来の県内水道1本化を見据え、これまで、県内を12のブロックに分け、市町村が経営する水道事業をブロック単位で統合することを目指してきたところであるが、市町村ごとに事業の運営状況や統合の必要性についての認識が異なるため、事業統合の実現に至ったのは秩父地域のブロックにとどまっており、他のブロックでは進展が見られない状況である。

こうした状況を踏まえ、各事業者がそれぞれの実情に応じた取組を展開し、着実に基盤強化を図ることができるよう、今後は事業統合に限らない様々な取組を加え、多様な広域化を推進する必要がある。

中でも、運営状況が悪化している水道事業者の基盤強化を図る取組は特に重要であり、県行政、水道用水供給事業者、大規模水道事業者などを中心とした広域的な支援が求められる。

さらに、運営状況が安定している事業者においても、将来的に運営状況が悪化する懸念もあるため、現在のうちから危機感をもって必要な広域化に取り組むことが求められる。

以上のことから、本県の水道については、将来の県内水道1本化も見据えつつ、多様な広域化に取り組む、県内水道事業者等の財政基盤、施設基盤、技術基盤を強化し、恒久的に安全な水を県民に提供できる体制の構築を目指していく。

(2) 目標年度における広域化の形態

本ビジョンの目標年度である令和12年度（約10年後）の広域化の形態については、各水道事業者等の実情に応じた多様な広域化を実現することを目標として定めることとする。

6.2. 基本方針

基本理念に基づき、今後の課題を踏まえた上で、表 6-1 のとおり、新たな基本方針及びそれぞれの基本施策を設定する。

表 6-1 本ビジョンの基本方針及び基本施策

基本方針 1 【安全】安心快適な給水の確保	
〈基本施策〉	（関連課題）
1) 水質管理体制の強化	①
2) 水源の水質汚濁に対する適切な対応	②
3) 県民ニーズに応じた良質な水の供給	③
4) 給水水質の向上	④
基本方針 2 【強靱】災害対策等の充実	
〈基本施策〉	（関連課題）
1) 県全体としての水源の有効利用	⑤
2) 災害に強い水道の構築	⑥
基本方針 3 【持続】経営基盤の強化、県民サービスの向上	
〈基本施策〉	（関連課題）
1) 技術基盤の強化	⑦
2) 施設基盤の強化	⑧
3) 財政基盤の強化	⑨
4) 県民に理解を求めるための情報提供	⑩
5) 環境負荷の低減	⑪
6) 国際貢献の継続・拡充	⑫
7) DXの推進	⑬
8) 計画の適切な進行管理	⑭
9) 多様な広域化の推進による基盤強化	⑮

注) 関連課題の番号は、5.3 課題のまとめで抽出した課題番号に対応する。

7.2. 広域化の推進体制

広域化を計画的・効率的に推進していくため、引き続き図7-2のとおり、県内12ブロック単位で広域化に係る検討を行うものとし、各ブロックに設置されている検討部会を活用する。

検討部会は、図7-2、図7-3のとおり、ブロック内の水道事業者で構成され、一部ブロックについては水道用水供給事業者も構成員となる。

また、県行政は積極的にコーディネートを行うものとし、検討内容によっては、他ブロックの水道事業者、水道用水供給事業者、県民及び専門的な知識を持つ有識者なども参加できるものとする。

検討部会は、現在抱えている課題、将来の収支見通しや施設整備計画の最新情報などを常に共有する。その上で広域化に係る取組を検討し、目標を立て、実施へ向けた作業を行う。

なお、多様な広域化を進める観点から、必要に応じ、ブロック内の一部の水道事業者による検討、異なるブロックの水道事業者による検討、異なるブロックの水道事業者と水道用水供給事業者による検討など、12ブロックの枠組みによらない単位での検討も行う。

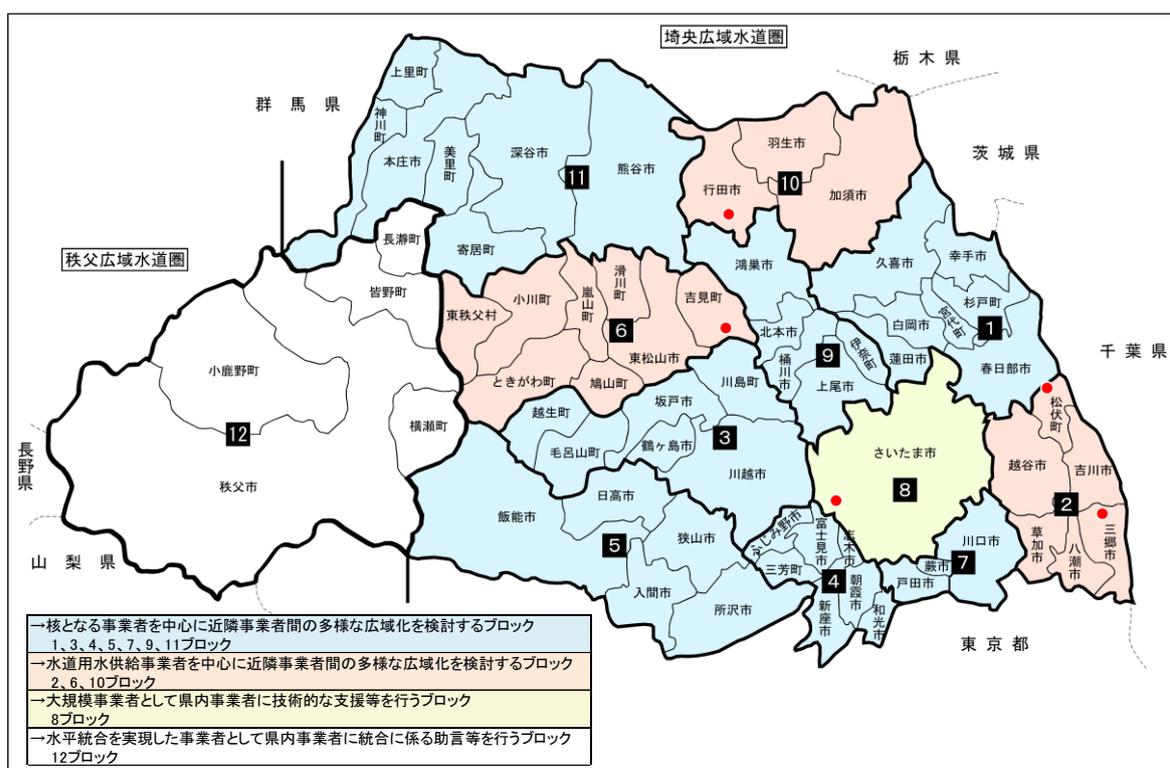


図7-2 県内12ブロック分割図

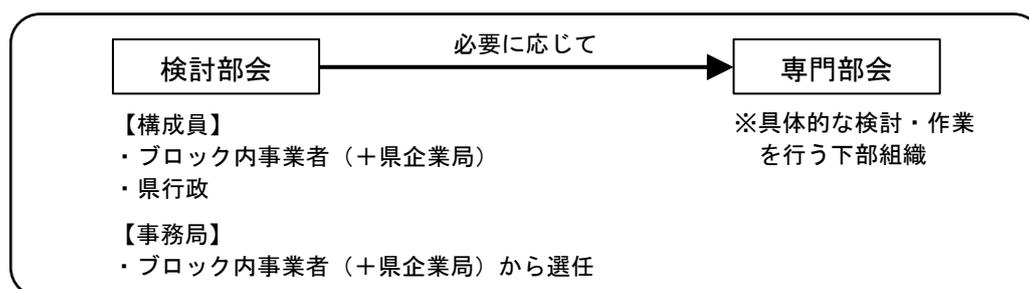


図7-3 検討部会の構成

○さいたま市（第8ブロック）、秩父広域市町村圏組合（第12ブロック）について

この2つのブロックは統合済みであるが、更なる施設統廃合や技術継承体制の構築、適正な料金水準の検討など、より一層の基盤強化に取り組むとともに、次のような県全体の広域化の推進に寄与する役割を果たすものとする。

さいたま市については、地下水取水、末端給水のノウハウを持つ大規模事業者として、他の県内事業者へ技術支援等を行う役割が期待される。

秩父広域市町村圏組合については、1市4町による事業統合を実現したノウハウをもつ先進事業者として、他の県内事業者へ事業統合に関する助言等を行う役割が期待される。

なお、秩父広域市町村圏組合は施設統廃合等の広域化に関する事業に取り組んでいるところであり、秩父地域の事業統合がしっかりと成果をもたらすよう県全体でバックアップする必要がある。

具体的には、広域化に関する事業について、確実な補助金交付による財政的支援、技術系職員の派遣による技術的支援を継続するほか、施設統廃合に伴う余剰水源の有効活用など、今後事業を進める上で生じる様々な課題について、県全体で対応を検討していく。

7.3. 実現方策の役割分担

各実現方策を推進し目標を達成するに当たって、県行政、水道用水供給事業者、水道事業者、民間企業及び県民（以下「関係者」という。）が果たすべき主な役割を表 7-4 に示す。

表 7-4 関係者の主な役割

県行政	<ul style="list-style-type: none"> ○構想や計画の策定 ○各実現方策の実施主体である水道用水供給事業者、水道事業者の実態把握、実施主体への指導・助言・情報提供・支援 ○災害時の水道事業者と関係機関との連絡調整 ○水道職員の教育・啓発の場の設定 ○県民に対する災害時の水の備蓄や渇水時の節水などの啓発
水道用水供給事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○各実現方策の実施主体 ○水道事業者の主要な水源（安全性、安定性確保）
水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○各実現方策の実施主体
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ○各実現方策の実施主体である水道用水供給事業者、水道事業者の支援（技術力やノウハウの提供）
県民	<ul style="list-style-type: none"> ○水道水の利用 ○実施主体からのサービスの享受 ○目標達成やサービス向上のための以下の役割 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 審議会、モニター、見学会、イベント等への参加（事業に対する関心、理解） ▶ 水道に対する意見や苦情等の発信（県民ニーズの発信） ▶ 宅内の鉛製給水管の更新、貯水槽水道の適正な管理等（給水水質の向上） ▶ 災害時の水の備蓄、応急給水場所の把握等（危機管理の強化） ▶ 節水を意識した水利用（水資源の有効利用）

県行政及び水道事業者等の広域的な連携に係る相関図（イメージ）を図7-4に示す。

各水道事業者等は、自ら基盤強化に努めるとともに、今後は、水道用水供給事業者や大規模事業者による技術支援（技術連携）、施設・資機材・システムや各種事務等の共同化、さらには事業統合など、それぞれの実情に応じた多様な広域化について検討し、実施可能な取組から着手して、基盤強化を図る。

また、県行政は、県内水道全体の基盤強化に向けた多様な広域化について、各水道事業者等の検討や取組が確実に進むよう、情報提供・助言・支援などを行う。

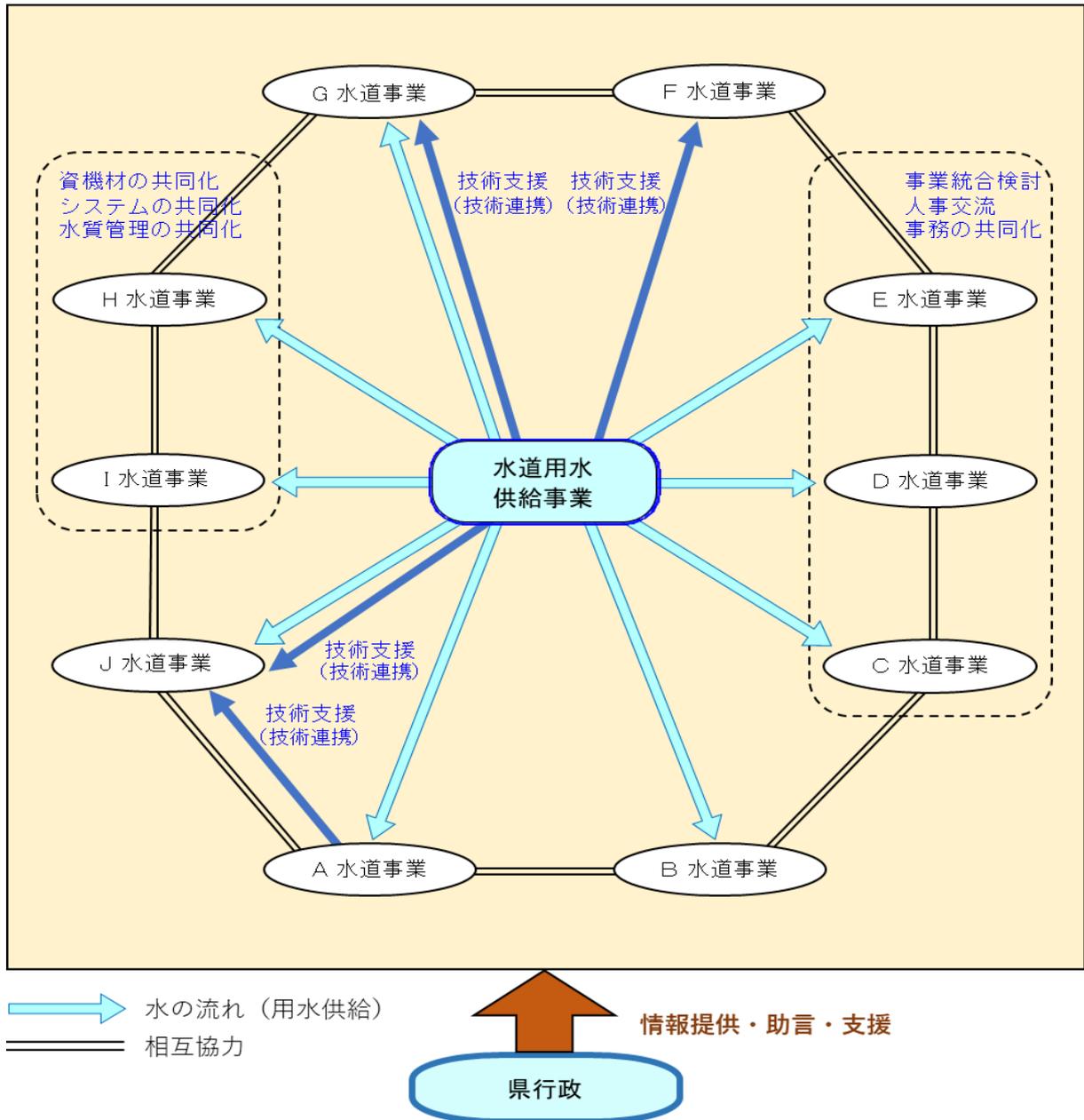


図7-4 関係者の相関図（イメージ）



(別所浄水場から秩父市内を望む)

秩父広域市町村圏組合水道事業のあらまし（令和5年度版）

令和6年3月 発行

編集・発行 秩父広域市町村圏組合水道局 経営企画課

〒368-0054

埼玉県秩父市別所538番地

電話 0494-25-5221（代）

FAX 0494-23-6444

メールアドレス keieikaku@union.chichibukouiki.lg.jp

水道局ホームページ <https://www.c-kouiki.jp/wd/>

ホームページQRコード®



秩父広域水道事業